

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第176号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営薄波地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営薄波地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年4月3日から

令和2年5月7日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第177号

保安林の指定の解除予定について

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県黒部市荒俣字砂場127の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第178号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1650980012	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	医療法人社団 啓愛会
事業所	所在地	小矢部市島322番地
	名称	介護老人保健施設ゆうゆうハウス
サービスの種類	介護予防訪問リハビリテーション	

事業所番号	1671600953	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	医療法人財団 恵仁会
事業所	所在地	中新川郡立山町大石原254番地
	名称	老人保健施設 ケアホーム陽風の里 通所リハビリテーション Wisteria(ウイステリア)
サービスの種類	介護予防通所リハビリテーション	

事業所番号	1671600946	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	医療法人財団 恵仁会
事業所	所在地	中新川郡立山町大石原254番地
	名称	老人保健施設 ケアホーム陽風の里 訪問リハビリテーション リハート
サービスの種類	介護予防訪問リハビリテーション	

富山県告示第179号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1650980012	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	医療法人社団 啓愛会
事業所	所在地	小矢部市島322番地
	名称	介護老人保健施設ゆうゆうハウス
サービスの種類	訪問リハビリテーション	

事業所番号	1671600953	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	医療法人財団 恵仁会
事業所	所在地	中新川郡立山町大石原254番地
	名称	老人保健施設 ケアホーム陽風の里 通所リハビリテーション Wisteria(ウイステリア)
サービスの種類	通所リハビリテーション	

事業所番号	1671600946	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	医療法人財団 恵仁会
事業所	所在地	中新川郡立山町大石原254番地
	名称	老人保健施設 ケアホーム陽風の里 訪問リハビリステーション リハート
サービスの種類	訪問リハビリテーション	

事業所番号	1671600961	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	医療法人財団 恵仁会
事業所	所在地	中新川郡立山町大石原225番地
	名称	デイサービスセンター スマイルレーベル
サービスの種類	通所介護	

富山県告示第180号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0900025	
許可年月日	令和2年4月1日	
開設者	名称	医療法人社団寿恵会
事業所	所在地	小矢部市新西117番1号
	名称	つざわ津田介護医療院

富山県告示第181号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0900033	
許可年月日	令和2年4月1日	
開設者	名称	医療法人社団にしのか
事業所	所在地	小矢部市本町6番30号
	名称	西野介護医療院

富山県告示第182号

指定介護療養型医療施設の指定の辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第113条の規定により指定の辞退の届出があったので同法第115条第2号の規定により次のとおり公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

介護保険事業所番号	1610910505	
指定辞退年月日	令和2年3月31日	
開設者	氏名又は名称	医療法人社団寿恵会
	主たる事務所の所在地	砺波市杉木四丁目69番地
施設	名称	つざわ津田病院
	所在地	小矢部市新西117番1号

富山県告示第183号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定

障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和2年4月1日	1650800103	合同会社燈	南砺市岩屋357番地2	ここいろ	砺波市杉木4丁目7574ビル2号室

富山県告示第184号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和2年4月1日	1650400045	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋二丁目13番26号	魚津市身体障害者デイサービスセンター	魚津市本町1-4-32

富山県告示第185号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和元年6月28日から令和2年2月21日まで

3 作業地域

中新川郡立山町の一部、中新川郡上市町の一部、富山市の一部、魚津市の一部

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和元年7月18日から令和2年2月21日まで

3 作業地域

中新川郡立山町の一部、富山市の一部

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報 修正）

2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次の建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和2年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

認定年月日	認定番号	対象区域	対象区域等の縦覧場所
令和2年 3月18日	高土セ 第11961号	氷見市下田子162番1 及び162番3	富山県高岡土木センター

